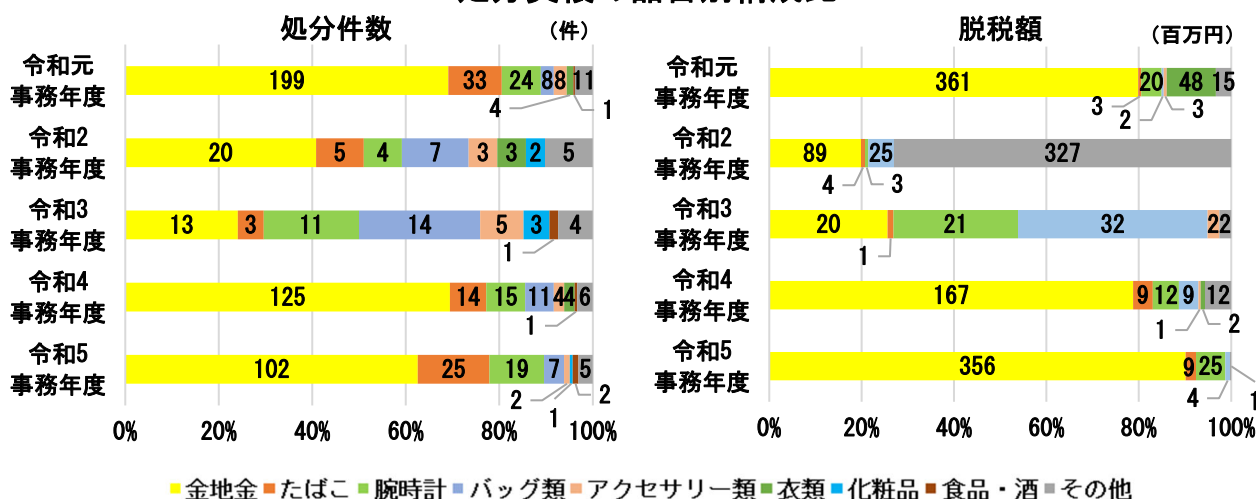


犯則調査トピックス

金地金の処分件数・脱税額が大宗を占める

令和5事務年度に処分した関税等脱税事件のうち、金地金の密輸事件が処分件数では約6割、脱税額では約9割と前事務年度に引き続き大宗を占めた。

処分実績の品目別構成比



(注) 脱税額は百万円未満を四捨五入していることから、各品目の税額を合算しても、合計の税額と一致しない場合があります。

金地金脱税事件の告発事例

【事例 1】

犯則者Aらがタイから入国する際に、金地金約 105 kgを携帯品（プラスチックケース）に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 8,080 万円を不正に免れようとした事案を告発しました。【令和5年7月・東京税関】



【事例 2】

犯則者Bらが韓国から入国する際に、金地金約 30kg を活魚運搬車内に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 2,896 万円を不正に免れようとした事案を告発しました。【令和5年12月及び令和6年1月・門司税関】

